

第6回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和7年6月23日（月） 午後1時30分

2 招集場所 石川町役場 3階 正庁兼議場

3 議案

（1）議案第19号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

（2）議案第20号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

（3）議案第21号

荒廃農地に係る非農地判断について

（4）議案第22号

地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）について

4 出席委員

農業委員 8名

2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵	4番	岩谷	金良
5番	野内	誠	6番	大串	政一	7番	近内	貞夫
8番	泉	利夫	9番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 10名

12番	佐川	正治	13番	添田	文彦	14番	小針	淳一
15番	渡邊	健一	16番	伊藤良平次		18番	添田	健
19番	円谷	和司	20番	近内	壽夫	21番	矢内	常男
22番	福田	正三						

5 欠席委員

農業委員 1 名

1 番 黒崎 佳奈

農地利用最適化推進委員 2 名

1 1 番 近藤 強 1 7 小豆畑 元

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

農地管理係長 岸浪 正徳

専門員 志賀 幸雄

議長 本日の農業委員の出席は8名です。
定足数に達しておりますので、只今より第6回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議ないものと認め、6番大串政一委員、7番近内貞夫委員を指名いたします。

（1）議案第19号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。
議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）
只今、説明しました農地法第3条第1項番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。
令和7年6月13日午前10時15分より現地に集合し、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏、譲受人の〇〇〇〇氏と私の4名で現地確認をしました。
当該地は国道〇〇〇〇号線〇〇〇〇入口より北へ700m先、〇〇〇〇手前左へ300m先の左側に位置します。
字〇〇〇〇番 地目 田の1, 655㎡と同52番、地目 田の187㎡です。譲受人は〇〇〇〇氏で、譲渡人は〇〇〇〇氏です。
譲受人は現在作付けしているペカンナッツ栽培の規模拡大のための農地取得とのことです。
以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、

何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第 19 号農地法第 3 条第 1 項番号 1 について、承認するものと決定いたします。

（2）議案第 20 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました申請地の農地区分につきまして、番号 1 から番号 3 は第 2 種農地、番号 4 は第 3 種農地であります。

議 長 農地法第 5 条第 1 項番号 1 を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第 5 条第 1 項番号 1 を調査した結果を報告いたします。

6 月 13 日 9 時 30 分より調査しました。

代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の 6 名で、字〇〇〇〇番 地目 田の 754 m²と字〇〇〇〇番 地目 田の 863 m²、合計 1,617 m²の 2 筆を調査しました。

場所は、〇〇〇〇地区の国道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇の入口 200 m 手前、道路右手に位置します。

所有権移転の目的は、太陽光発電設備の設置であります。

申請地は、土地造成は行わず設備設置を行い年に 2 回の草刈りを行います。

雨水は施設内で自然浸透させ一部溢れた分は、過去の水田土側溝部分で排水されます。

周辺に耕作農地もなく日照等の支障はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第20号農地法第5条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

野内誠委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

6月13日午前9時より荒木事務局長、岸浪係長、譲渡人〇〇〇〇氏、代理人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の佐川正治氏と私の6名で現地調査を実施しました。

場所は、役場から県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、約6kmの〇〇〇〇交差点手前を左折し、約100m先左側の字〇〇〇〇番の1, 226㎡です。

当該地は長年休耕地になっており、近年は草刈りをしているだけです。

北側は自宅敷地で、東側と南側は道路で当該地より一段高くなっています。西側は原野で、雑木が生い茂っています。

太陽光発電設備の設置予定ですが、掘削や盛土は行わないので、土砂の流出はないと思われます。雨水は自然浸透で、汚水の発生はありません。付近の農地に日照等の影響はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議 長 異議のないものと認め、議案第20号農地法第5条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号3を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第5条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。

6月13日午前10時30分より荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の福田正三氏、渡邊健一氏、代理人の〇〇〇〇氏と私の6名で調査しました。

当該地は、〇〇〇〇方面へ向かい県道〇〇〇〇線の〇〇〇〇橋を左折して〇〇〇〇方面に直進し、〇〇〇〇入口より30mほど先を右折し、町道〇〇〇〇号線を約500mほど直進したところに位置する字〇〇〇〇81番3 地目 畑の1, 048㎡です。現在、耕作されていません。

平坦地のため土砂流出災害の心配はありません。

雨水は敷地内地下浸透とします。東側及び西側は道路、北側は山林、南側は農地ですが、今般事業にあたり切土工事は行わず、草刈りをし整地するのみであるため、土砂の流出は発生しません。

フェンスは境界から1m、太陽光パネルは境界から5m以上離して設置するため、日照等の影響はありません。

今回、同土地に太陽光発電設備を設置することにより、クリーンエネルギーの発電と遊休農地の有効活用の双方が可能となるため、問題はありません。また、盛土規正法の許可対象となる盛土工事はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議 長 異議のないものと認め、議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項番号 3 について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第 5 条第 1 項番号 4 を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員 農地法第 5 条第 1 項番号 4 を調査した結果を報告いたします。

6 月 13 日午後 3 時より、荒木事務局長、岸浪係長、譲受人の〇〇〇〇の関根氏、農地利用最適化推進委員の小針淳一氏、それに私の計 5 名で現地を確認しました。

当該地は、新町郵便局の交差点から石川中学校方面に約 280 m のところにある T 字路を右折し約 100 m 行ったところの左側、字〇〇〇〇 b 24 番 1、地目 田の 543 m²で、現在は休耕田になっています。

譲渡人の〇〇〇〇氏は、相続によりこの農地を取得しましたが〇〇〇〇町に住んでいるので距離が遠く、営農することはないということで譲受人の〇〇〇〇に話がありもありました。〇〇〇〇では、同地区は小中学校や商業施設が近いことから宅地の需要があるため分譲用地を求めていたので、今回の売買にいたりしました。

土地利用項目としては、宅地としては 253.5 m²の 2 区画、南側の 36 m²は隣地所有者に売却予定です。

取水は、町の上水道より取水します。雨水は、東側公道に新たに設置する側溝へ排水します。生活排水は、戸別浄化槽にて浄化し東側公道に新たに設置する側溝へ排水します。

隣接地は、北側と東側が道路、西側が空き地、南側が住宅となっており、周辺に農地はないので影響はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第 5 条第 1 項番号 4 の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議 長 異議のないものと認め、議案第 20 号農地法第 5 条第 1 項番号 5 について、承認するものと決定いたします。

(3) 議案第 21 号

荒廃農地に係る非農地判断について

議 長 次に、議案第 21 号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年度の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B 分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第 3 (3) ウにおいて、農業委員が実施した農地法第 30 条第 1 項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第 2 条第 1 項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。
それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議 長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議 長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。
ご質問等ございませんか。

鈴木義延委員 所有者氏名④は現所有者すか。地目変更は可能ですか。

事務局長 現在の所有者名です。地目変更ですので、相続登記がしていなくても地目変更は可能です。

他にご質問等ございませんか。

≪「質問なし」の声あり≫

議 長 異議のないものと認め、議案第 21 号荒廃農地に係る非農地判断について、承認するものと決定いたします。

議 長 異議のないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

(4) 議案第22号

地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)について

議長 次に、議案第22号 地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法第19条の6項の規定により、町が地域計画を策定、または変更する場合は、あらかじめ農業委員会等の関係機関の意見を聴かなければならないことから意見聴取を行うものであります。

なお、詳細については、農政課担当職員より説明させます。

議長 それでは、農政課江尻主幹より説明をお願いします。

江尻主幹 (朗読説明)

議長 審議に入る前に 地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)について個別に審議したいと思いますがお異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

議長 それでは 番号1 石川地区についてご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、番号1 石川地区について承認するものと決定いたします。

議長 続きまして 番号2 南山形地区についてご意見等ございませんか。

永沼善恵委員 10年後の集積率が78.5%ととなっているが問題はないですか。

江尻主幹 南山形地区で検討、協議した結果の目標集積率で問題ありません。

議 長 他にご意見等ございませんか。
 《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
 本案を承認することにご異議ございませんか。
 《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、番号2 南山形地区について承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして 番号3 沢井地区について
 ご意見等ございませんか。
 《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
 本案を承認することにご異議ございませんか。
 《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、番号3 沢井地区について承認するものと決定いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
 これで本日の会議を閉じます。

午後2時37分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

石川町農業委員会長

議事録署名人

6番

7番
